

平成 24 年 1 月 26 日
柳川市男女共同参画推進協議会資料

第 1 回 柳川市男女共同参画推進協議会 資 料

◇目次

推進協議会の概要	1
男女共同参画計画の概要	3
柳川市附属機関の設置に関する条例	5
柳川市男女共同参画推進協議会規則	6

■男女共同参画推進協議会の概要

1 背景

近年、少子高齢化、働き方の多様化、個人の価値観や生活の仕方の変化など、社会環境が大きく変化しており、こうした変化に対応しながら、活力ある社会をつくるためには、性別にかかわらず、自分の意思によって社会の様々な分野において活動することができ、それぞれの個性と能力を十分に生かすことができる男女共同参画社会の実現が求められています。

このような社会をつくるために、国においては、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」、平成 17 年 12 月には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を定め、様々な施策を実施しています。また、福岡県においても、平成 13 年 10 月に「福岡県男女共同参画推進条例」を、平成 18 年 3 月に「第 2 次福岡県男女共同参画計画」、平成 23 年 3 月に「第 3 次福岡県男女共同参画計画」を定め、取組みを進めています。

2 本市の動き

本市では、旧柳川市の平成 13 年に民間有識者などで構成する「柳川市男女共同参画推進協議会」を設置し、平成 15 年に「柳川市男女共同参画計画～男女が共に自立し、支え合うまちづくり～」を策定しました。一方、旧大和町、旧三橋町においては男女共同参画に関する啓発事業の実施や計画策定の検討がされていましたが、旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の 1 市 2 町の合併協議がすすみ、その中で、新市発足後に新たな男女共同参画推進体制の確立に努めることを決定しました。

これを受け、新市における男女共同参画社会を目指すための方策等を審議し、かつ新たな男女共同参画計画を策定するため、平成 18 年 1 月に「柳川市男女共同参画推進協議会」を設置しました。

◇ 1 市 2 町「合併協定書」より抜粋

26 人権に関する事業の取扱い

1 人権啓発事業等

- (1) 人権啓発事業は、差別のないまちづくりを推進するため、各市町の取り組みを尊重し、新市において、より積極的な啓発に努める。
- (2) 人権擁護及び同和問題に関する条例は、合併時に統一する。

2 男女共同参画事業

- (1) 男女共同参画を推進するため、新市において行政組織体制を確立し、行動計画の策定及び事業の推進に努める。
- (2) 男女共同参画推進協議会は、新市において設置する。

3 設置目的・役割

柳川市男女共同参画推進協議会は、条例の規定に基づく市の附属機関で、男女共同参画の推進に関する調査研究及び審議を行います。

4 任期

2年。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間。（※現委員の任期は平成24年1月26日～平成26年1月25日）

5 公開

会議は原則として公開で行いますが、議長が必要と認める場合は、協議会に諮ったうえで公開しないことができます。また、協議会に使用した資料や議事録は、市のホームページなどで積極的に情報公開に努めます。

6 これまでの経緯

（第1期推進協議会）

平成18年1月、市の男女共同参画に関する計画を策定することを主な目的として設置し、計14回にわたる審議をいただき、パブリックコメントを経て、市では平成19年3月に「柳川市男女共同参画計画」を策定しました。

（第2期推進協議会）

平成21年2月12日に第2期推進協議会を設置、第1回柳川市男女共同参画推進協議会を開催し、平成19年度男女共同参画計画の進捗状況について審議をいただきました。また、平成22年1月28日に第2回柳川市男女共同参画推進協議会を、平成23年2月10日に第3回柳川市男女共同参画推進協議会を開催し、それぞれ平成20年度、平成21年度男女共同参画計画の進捗状況について審議をいただきました。

7 協議会規則の改正

今回、協議会を組織するにあたり、協議会規則を一部改正しています。協議会委員の数を25人以内から20人以内に変更し、それに伴い、委員の男女比がそれぞれ40%以上という制限を削除しています。

8 これからの協議内容とスケジュール（案）

平成19年度に策定した「柳川市男女共同参画推進計画」の計画期間が今年度で終了しますので、次期計画の策定を中心に審議いただきます。

また、柳川市男女共同参画計画を推進するために、男女共同参画の推進状況報告や新たなニーズなどへの対策を協議し、施策事業に反映させていくこととしており、特に、柳川市男女共同参画計画の進捗状況を審議いただきます。

今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
1月13日（金）	会議開催の案内
1月26日（木） 14:00～	第1回男女共同参画推進協議会 ・委員へ計画進捗状況の評価依頼 ・次期計画の策定方針（案）の確認
2月中旬	第2回男女共同参画推進協議会 ・進捗状況報告 ・協議会意見の取りまとめ
3月	第3回男女共同参画推進協議会 ・次期計画（案）の協議について
4月	第4回男女共同参画推進協議会 ・次期計画（案）の協議について
5月	第5回男女共同参画推進協議会 ・パブコメについて
7月	第6回男女共同参画推進協議会 ・パブコメ結果について ・答申について
8月	答申 公表

■男女共同参画計画の概要

1 策定

社会の動きや国や県の考え方を踏まえ、本市における男女共同参画に関する施策を進めるための方針を示したもので、平成19年3月に策定しました。

2 計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」の基本理念に基づき、次のように設定しています。

- ①性別に関わらず人権が尊重され、個人としての能力が十分発揮されること。
- ②社会制度や慣行等による「固定的役割分担意識」によって個性や能力を制限されることなく、家庭・職場・地域において男女が様々な活動ができること。
- ③男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野に参画でき、政策の立案及び決定において共同で参画できる機会が確保されること。
- ④家庭内における役割分担を男女が協力して行い、仕事や地域活動との両立ができるようにすること。

3 計画の目指すべき目標

本計画は、男女が共に助け合い、それぞれの個性や能力を発揮できる、豊かで活力にあふれたまちを目指すため、「**男女が共に輝き、支え合うまちづくり**」を目指すべき目標に掲げています。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間としています。

5 計画の体系

男女共同参画計画に関する施策事業を総合的に推進するため、具体的な6つの基本目標と、それぞれに係る16の施策の方向を以下のように設定しています。

基本目標1：男女の人権の尊重

- (1) 男女共同参画社会実現のための意識啓発
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (3) 配偶者及び身近な異性に対する暴力の防止と被害者への支援
- (4) 生涯学習活動の推進

基本目標2：家庭における男女共同参画の推進

- (1) 仕事と家庭の両立支援
- (2) 男女協力による子育て・介護の推進
- (3) ひとり親家庭などの自立支援

基本目標 3：就労における男女共同参画の推進

- (1) 女性の就労に対する支援
- (2) 農業・漁業及び商工業等自営業における女性参画の推進

基本目標 4：学校における男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画に関する教育・学習の推進
- (2) 男女共同参画に関する教職員等の理解の促進

基本目標 5：健康福祉の充実

- (1) 母子保健事業の充実
- (2) 生涯にわたる女性の健康支援
- (3) 高齢者等の社会参画等に対する支援

基本目標 6：新たな分野における男女共同参画の推進

- (1) 地域おこし、まちづくり等における女性の参画拡大
- (2) 防災、災害復興における女性の参画拡大

また、計画では、それぞれの施策の方向に基づく具体的施策を 135 項目掲げています。

柳川市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により柳川市が設置する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(名称及び担当事務等)

第2条 附属機関の名称、担当事務及びその属する執行機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

別表（第2条関係） ※抜粋

附属機関の属する執行機関	附属機関名	担当事務
市長	柳川市男女共同参画推進協議会	男女共同参画の推進に関する調査研究及び審議を行うこと。

※

地方自治法第138条の4第3項の規定

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

柳川市男女共同参画推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、柳川市附属機関の設置に関する条例（平成17年柳川市条例第29号）第3条の規定に基づき、柳川市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査研究及び審議を行い、必要に応じて市長に提言し、又は報告する。

- (1) 男女共同参画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会への新たな動向に関すること。
- (3) 男女共同参画社会づくりの計画策定に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月16日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月22日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

柳川市男女共同参画推進協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 分	現 行
<p>(組織)</p> <p>第 3 条 協議会は、委員 <u>20 人以内</u> をもって組織する。</p> <p>2 委員は、男女共同参画の推進について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>3 削る。</p>	<p>(組織)</p> <p>第 3 条 協議会は、委員 <u>25 人以内</u> をもって組織する。</p> <p>2 委員は、男女共同参画の推進について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>3 <u>男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。</u></p>